

平成30年 6月 8日

保護者のみなさんへ

京都市立樫原中学校
校長 玉梶 誠一

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前0時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前0時現在，特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
 - ・ 午前11時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前11時現在，警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

平成30年 6月 8日

保護者のみなさんへ

京都市立樫原中学校

校長 玉梶 誠一

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。